【資料３】

青森市附属機関の設置及び運営に関する指針（抜粋版）

第５　委員の選任

委員については、附属機関が公正に運営され、その機能が十分発揮されるよう幅広い年齢層から適切な人材を起用することとし、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。ただし、別に法令又は条例に定めがある場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

（７）公正かつ幅広く意見を聴取するとともに、委員がその職責を十分に果たせるよう、既に他の附属機関の委員を委嘱されている場合は、原則選任しないこと。ただし、専門的知識、経験を有する者で、他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合においては、常設の附属機関にあっては２機関まで、臨時的（期間限定的）に置く附属機関にあっては３機関まで重複して委嘱することができる。

（10）　上記（１）から（９）によらない取扱いをする場合は、その理由を明らかにすること。

第８　会議の公開

１　附属機関の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

（１）　青森市情報公開条例（平成１７年青森市条例第２６号）第７条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む内容について審議等を行うとき。

（２）　公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。

２　会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３　その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。